

西栗倉村農業委員会議事録

1. 開催日時 令和元年6月25日(火) 午後7:00 ~

2. 開催場所 西栗倉村役場第一会議室

3. 出席委員

委員	草刈弘幸
	上山光重
	神原秀吾
	萩原眞壽雄
	井上誠
	高木宣美
	小椋義宣
	春名義昭
	春名昌美
	青木英隆
	新田 茂
	野々上良弘

4. 議事日程

第1号議案 農地法第4条による許可申請書について

第2号議案 基盤強化法第19条について

5. 農業委員会事務局職員

事務局長	上山 隆浩
事務員	豊福 靖宏
事務員	藤川 達也

事務局長

それでは、6月の農業委員会を始めさせて頂きたいと思います。

それでは、会長よろしく申し上げます。

会長

みなさんこんばんは。日が長くなって、こんな明るい中の会議です。梅雨の方も明日か？明後日か？というようなところですよ。そう言うので天候変更があつてか、昨年の7月には集中豪雨！大きな被害がでたいうよがありました。また今年もそういうような被害がなければいいですけど、気候の状況はいつどこでどうなるかわからないので、自然の環境の状況です。これから、いろいろと手の係る時期でしょうが田んぼの方がよい成果が出るようによろしく申し上げます。今日の審議についても熱心に審議していただきたいと思います。

議題にそつて審議していきたいと思つたしますのでよろしく申し上げます。

それでは、事務局の方から議題に入らせて頂きます。よろしく申し上げます。

事務局

議案第1号

農地法第4条による許可申請書についてです。

2ページをご覧ください。

土地の所在地は、

西栗倉村大字長尾 [REDACTED] 登記地目 田 面積 [REDACTED] m²

申請者 [REDACTED] 氏

転用目的は 建築資材置き場および駐車場です。

3ページが長尾 [REDACTED] の申請書になります。 建坪率は26.1%となります。

4ページ目が転用の事由です。 (所要面積 [REDACTED] m²)

5ページが登記記録です。

6ページが申請のあった土地の位置図、7ページが申請地の地籍図になります。

8ページが利用計画図

9ページおよび10ページは転用にかかる譲受人の資金を証する書類です。

11ページは被害防除計画

12ページ目が水利組合の承諾書となります。

13ページが転用に関する誓約書

14ページは始末書になります。農地法の転用の制限を知らずに既に更地の状態にしており、今後留意する旨を述べられています。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくお願い致します。

春名委員

前は畑とかされとったらしいのですが、景観であじさいとかされてましたが、本人も知らずにいかこういうのもまだあるのかって、うちとしてもていしていかないけんなどは思ってます。これは駐車場と資材置き場に使用したいということで先に工事にかかったということですけど。業者としても、これはちゃんと申請してあるとわかってからすることはできんのかな。

委員

難しがるー。

委員

一言言ってくれる業者とそこらへんがな。申請したって確認してから業者がしてくれたら。こういうルールができて。次々できんかな？って思ってる。

委員

まーこの件はこの件として、次からの問題として、

委員

途中で指摘があって、これどないなとんな？って事じゃ。

委員

始末書を書いたのも、一応春名委員が行って始末書がでたんでしょ。

春名委員

そうです。

委員

それでわかったん？■■■は。

委員

ま一道沿いなんで、走りよってここは？じゃなかったかな？ってなって、所有者の■■■さんに連絡させてもらいました。まったくしらなかったって流れがあって、ここの更地にされた真っ平らになってる状態で、施工を■■■■がされて、そちらも全くわからない状態でそれについてはなんらかで検討した方がよいのかと思います。

委員

あそこ前から空き地になっとたけんなー。実際にあそこ宅地になっとんかな？思って。そういう感覚もなくわなく、あそこゲートも付けて。

委員

この番地のところは？作業場に入るところ？

委員

いやいや、この三角の残ってないもんな。これズドーンと作業場になっとんたん？

委員

五角形というか、台形というか。

委員

ここは、始末書の前に半分作業場になっとんたんじゃな。

委員

そういうこっちゃな。車をいれたりしよったし。建物を建てる時にもうなっとたってこっちゃな。

委員

通りやすいようにあがいにしたんじゃな。いうこっちゃ。春名委員が言うように、まーできたら業者の人が誠意をもってやってくれたら。その人が知らんのに、ほかの人はしらんで。

委員

私用転用に関する注意については年に1回は広報でしてくれてるので。それを業者さんはしっかり見てもらわんといけんな。

委員

僕も含めみんな思うわな。農業委員の責任でもあるし。

委員

そりゃーたまたま家とつながってるから、みんなそうおもうもんな。

委員

どうしてもな！なんともおもわんもんな！

委員

これを見るまでは、僕らもわからんもん。

委員

わしゃーあそこは！畑だとはなんとも思ってたもんな。
ただ、改めて基礎をしとったでな。

委員

去年ぐらいはまだ畑つくっとたで。

野々上委員

ありゃ、思うた時には埋め立ててしもうとった。

委員

野々上委員、気が付いたあらいわなないけんがよ。いや、みんなそうだとおもうわ。この会
の人はみんな気に留めておかんといけんとおもうわ。その責任でな。その地区でな。

委員

その辺は農業委員の役員としてもらって、ちゃんと始末書をかいてもらって。

会長

気にしておきましょう。皆さんの方から意見は。そういうことでよろしいですか。業者さん
にしてもちょっと声をとということで。そしたら次の案へ。

事務局

続きまして、議案第2号
基盤強化法第19条（農業経営基盤強化促進法）に係る利用権の設定についてです。
15ページをご覧ください。

利用権の設定をうける者 西粟倉村長尾 []番地 [] 氏
利用権の設定をする者 西粟倉村長尾 []番地 [] 氏

利用権の設定をする土地の所在

大字長尾 [] 現況地目 田 面積 []m²

作付けの内容は水稻です。

契約期間は、平成31年4月1日～令和3年3月31日までの3年間です。

借賃は1筆あたり1俵の物納で、賃貸借権の設定になります。

16ページが利用権の申請書です。

利用権設定をうける者の農業経営状況については中ほど3番に記載しております。

17ページに申請地の地籍図を添付しておりますので、ご参照ください。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

委員

全く連絡無しです。前にも言ったとおもうけど、ちょっとわかりません。

委員

現地確認したらわかると思うので。4月1日からだったら。

委員

植えるのは知っとる。3月ごろから水をいれとるでな。

委員

遅れてでもええけん、白岩さんから話が出たときにはちょっと農業委員さんに声をかけてくださいと言うて。

委員

前もそうじゃったんじゃ。

委員

毎回確認してなくてすみません。

委員

本人にも昨日も会い、一つもイヤーへんし。だしとるでな一ぐらい。

委員

そうそう！それにしても1俵はすごいな。8畝ぐらいの田んぼじゃで！それで1俵はしんどいな。

委員

新規ででた案件なんですけど、ま一田んぼを荒らすことがなくなるので大丈夫なんですけど、資料の提出の仕方だとか、連絡の仕方だとか、そういうことについては、まだ問題が残っているようですが。特に別府で別府の委員に言ってないのはおかしい。

委員

ま一直接役場に行くいうことは、地元の農業委員さんの別にかかわらずじゃで。自分とこの農業委員さんには連絡いっておられますか？って言うことをちょっと、言ってもらいたいな一と思う。

事務局

再々言ってるんですけどね。

会長

別府だけの問題では無く、その委員さんがわかってる人ならええんじゃけど、聞いてもらって、先ほどの春名委員の件もありますけど、あわせて連絡の取り合いをしっかりとってもらいたいです。

委員

はい。

会長

以上で案件の方は終わりです。

その他連絡事項です。

・市町村農業委員・推進委員研修会の開催について
→10月1日（火）吉備中央町にて開催予定とのこと。

会長

皆さんの方からなにか？

ないようでしたら！閉会の方へ移ります。

会長代理

はい。皆様ご苦勞様でした。会長さんも言われてましたけど、今年は非常に梅雨が遅いということで、記録的な梅雨入りが遅いということです。まー去年のように被害が出ないように祈るばかりです。熱帯低気圧があるので、それが全線を刺激して大雨を起すといわれていますので、非常に心配しております。被害のないことを祈りまして、今日は終わりたいと思います。お疲れさまでした。

年 月 日

議事録署名委員

議事録署名委員
